

第1期 出題趣旨

小論文1

生産効率を高め、収入を増やすという価値観から離れた地域共同体を想定し、その共同体を動かしている原理を考察してもらう問題である。森林によって暮らしを立てている人々にとっては、森林の健全性を保つことが極めて重要である。そのためには、森の生態、植物、動物、土壌等の特質をよく識ったうえで、森林全体を適正に管理しなければならない。この邑では、伐採すべきだと判断された樹木を伐採して、それを彫物の素材として利用しているのである。彫物を増産するために伐採効率を上げるという思想はない。

邑の長になる資格を男性に限定することには、この邑ではそれなりの正当性があったと考えられる。熊の棲む奥山まで見廻りに赴くことは、役割分担の上から女性には要求できない行為だと見られていたのであろう。しかし、そうした見廻りを繰り返さないと、森全体の成り立ちを深く理解することはできない。もっとも、男性しか長になれないことは認めるとしても、寄合への参加資格まで男性に限定する必要はなかったという意見はあり得る。その点については、森の息吹を感じ取る力以外の考慮事項によって決定が大きく左右されるのを避ける狙いがあったという説明が考えられる。いずれにせよ、本問では、今日的な男女平等の思想に照らした評価が求められているわけではない。

小論文2

出典「レジ袋禁止条例 その過程から学ぶこと」朝日新聞社説（2020年6月14日）

解答例

問1 レジ袋についての亀岡市の条例は、市内の小売店に、環境にやさしい生分解性プラスチックや紙の袋以外のレジ袋の提供を禁じる点が、7月から義務づけられるプラスチック製レジ袋の有料化と異なる。

問2 レジ袋についての亀岡市の条例の成立までの過程を見ると、住民や業者の理解と納得を広げるための地道な努力が大切だとわかり、身近なレジ袋を手始めに「脱プラごみ」を着実に進める参考になるため。

問3 レジ袋についての取り組みにより、プラスチックごみとなるレジ袋を減らすことができるが、レジ袋は国内で発生するプラスチックごみ全体の数%に過ぎないため、レジ袋についての取り組みのみでは、プラスチックごみを減らす方策としては限界がある。

問4 焼却や埋め立て、再利用に回らなかったプラスチックごみは、最終的に海へ流れ込み、海を汚染するという問題がある。

プラスチックごみを減らすため、コーヒーチェーン店などでプラスチック製ストローの廃止が広がり、一部自治体ではペットボトルを減らそうと「マイボトル」運動も見られる。

我々は、食器や容器、包装袋と数多くのプラスチック製品に頼って暮らしているが、過剰包装を控えたり、リサイクルに協力するなど、我々にもできることがある。このような身近にできることで協力することも重要だ。

第2期 出題趣旨

小論文1

集団の構成員の行動に対する縛りが緩やかであれば、それだけ各構成員の選択の幅が広がるわけであるから、彼らの満足度は増大するはずである。しかし、緩やかながらも縛りはかかっている。その縛りから逸脱しているかどうかの判断に気を遣わなければならないとすると、選択の幅が広いことがかえって苦勞の種になる。そのことを具体例に則して思索してもらおうのが本問の狙いである。

外部者に不快感を与えないようにするためには、露出度の高い服装を避けるという配慮はもとより必要であろうが、職場環境との調和に気を配ることも大切である。大所帯の職場では、職員数が少ない狭い職場と比べて、自分の服装が環境に適合するかどうかについてイメージを描き難いのではないか。そうであるとする、「当庁舎を訪問される方々に不快感を与えることのないよう落ち着いた服装で勤務すること」といった指示では実践的な指針にならないかもしれない。しかし、過度に具体化すれば制服を設けたのと同じことになる。そこで、組織内のどこかで、基本的な色調だけを決めておくといった工夫が考えられる。

小論文2

相反する(矛盾する)要請に対し、どのように考え、行動すべきか、誰もが、体験の中で、多かれ少なかれ直面してきた問題と思われる。それが、このコロナ禍の中では、大きな問題として顕在化している状況にある。毎日のように、自己の行動の指針をどう決めていくべきかについて判断を迫られているだろう。

そして、このことは、法律を学び、事件を解決していく上で役立つ思考方式と思われる。そこで、この設問では、文章の理解力、文章力に加えて、具体的な場面を設定した上での解決への道筋や姿勢を示してほしい。

第3期 出題趣旨

小論文1

アカボシゴマダラは、現在では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の施行令（平成17年政令第169号）の別表第一に挙っている（アカボシゴマダラ *Hestina assimillis* のうち奄美亜種 *Hestina assimillis shirakii* を除くという形の記載になっている）ので、飼育、輸入、放蝶等の行為が禁止される。しかし、本問ではもちろん法律制度に関する知識は問わない。そうではなく、教授と妻との会話のなかに、生物種の保存に関して深い思想的対立があることに気づいてほしい。教授は生物の生息範囲を人為的に改変することに批判的であるように見える。この立場に対しては、外国に棲む生物でも日本に定着できるのであれば、むしろそれを取り込んで、日本人が様々な生物を観察できるようにした方が豊かな生活を愉しめるという反論があり得る。妻はそうのように考えているようである。しかし、その場合、移入種を中心に生態系が大きく変わることが予想されるので、全体として生物種が増えるという保障はないし、何よりも日本の伝統的な風景が失われるおそれがある。また、妻の考え方に対しては、人間の欲望によって生物種の生存の有り様を変更することについて無邪気すぎるのではないかという倫理的な問題がある。これまで市ヶ谷にアカボシゴマダラは生息していなかったのであるから、独力で移動してくるほどの環境変化が生じない以上、かれらは今後も市ヶ谷に在るべきではないという主張である。教授はそのような考え方をしていると推測される。ほかにもいろいろと考察の視点を見出すことができるであろう。受験者の伸びやかな思索を期待する。

小論文2

出典「読書バリアフリー法 文字文化の恩恵を誰にも」毎日新聞社説（2020年7月24日）

解答例

問1 「読書バリアフリー法」は、視覚障害者らの読書環境を整備する法律で、この法律により国は、視覚障害者らにとって使いやすい書籍の製作支援や、図書館の体制を整備するとともに、点訳や音訳のインターネットサービスの提供拡充や人材育成を行おうとしている。

問2 点字図書館などにある、点字書籍や録音書籍は、ボランティアによって作られているが、ボランティアが高齢化し、人数が減っているため、その製作体制の確保や技術の継承が難しくなっており、多くをボランティアに頼る今の仕組みには限界があるとされている。

ネット図書館の財政基盤が脆弱であるなど、IT面での支援も必要とされている。

問3 現行のバリアフリー法では、児童・生徒の教科書は支援対象だが、教師用の教科書などは支援の対象外になっていることや、本のページをめくることができない上肢障害者や、文字が読めない発達障害者などの読書環境の整備の点で限界がある。

問4 読書には、知識を増やすだけでなく、考える力を養い、感受性を豊かにするというメリットがある。また、社会参加の機会も生む。視覚障害者らの読書環境の整備は、彼らの社会参加の機会を広げる点で重要である。

第4期 出題趣旨

小論文1

問1 この設問は、文章の内容を正確に読解することができるかどうかを判定するものである。課題となる文章の筆者は、いわゆるサービス至上主義的な考え方には否定的であり、商品やサービスに対する顧客の評価が恣意的で過度に厳しいものとなりがちな風潮を危惧している。事業者と顧客とに一定の自制を求めることで、よりよい関係が形成されることを期待している。

問2 この設問は、課題となる文章をもとにして、いわゆるサービス至上主義（あるいは顧客至上主義）の是非について、自己独自の見解を述べることができるかを判定するものである。肯定的あるいは否定的のいずれの見解を採っても構わないが、一貫した、説得的な見解の披歴が求められる。

小論文2

権利と義務は、法律を学ぶ上で極めて基本的な概念であり、その関係、バランスは、常に問題となってくる。また、基本的には日本人を名宛人として規定されている法律を、外国人にどう適用していくかという問題も、各分野において重要な問題である。

本設問は、コロナ禍において顕在化したこの種の問題に対する立ち位置や思考方法につき尋ねるものである。課題文を読み解く能力のほか、外国人の権利義務に関する自己の見解を、説得的に展開してほしい。

第5期 出題趣旨

小論文1

問1 この設問は文章の正確な読解力を判定するものである。この文章の筆者は、日常の様々な具体例をあげて、社会の中の規制の存在や規制の強化が人々の意識（特に知覚や感覚）

にも大きく影響を与えることがあることを指摘している。それゆえ、社会のすみずみにまで必要以上に規制が及ぶことになると、かえって社会そのものが息苦しい、住みにくい世の中になることを危惧している。

問2 この設問は、上記筆者の見解を前提として、社会の中の規制の在り方を主体的に考え、自己の見解を表明することを期待している。上記筆者の見解の当否を含め、妥当な規制の在り方について、バランスのとれた、論理的・合理的な見解の披歴がされているかどうかの評価の基準である。

小論文2

出典「消防団員の減少 地域防災の基盤固め急ぎたい」読売新聞社説 2020年12月28日

解答例

【問1】 消防団員は定職を持つ傍ら、非常勤特別職の地方公務員として休日などに訓練を重ね、火事や災害時には呼び出しを受けて、消火や救助活動を行う。有事の際は、住民の避難誘導も担う。消火や救助の初動時、消防署員や他地区の応援が到着するまでの間、地元事情に精通する消防団員は大きな役割を果たす。災害時には、行方不明者の捜索なども行うことがある。

【問2】 1950年代に200万人を数えた全国の団員数は、90年代に100万人を割り込み、現在は約82万人まで減少している。このまま団員の減少と高齢化が進めば、地域の防災力が低下するおそれがある。

【問3】 団員の減少と高齢化の原因として、少子高齢化や地域社会のつながりの希薄化の影響が挙げられる。また、処遇が任務の危険さに見合っていないことも原因として挙げられる。

消防団単位でまとめて報酬を受け取り、団員の懇親会などに転用されるケースもあり、若手団員には、古い慣習として、違和感を覚える者もいるのではないかと指摘されている。

【問4】 処遇改善策として、個人口座への振り込み徹底など時代に見合った仕組みにすること、大学生団員の活動実績を認証し、就職を支援する制度や、消防団活動に協力的な企業を税制で優遇する措置は一定の成果を上げているので、こうした加入促進策を広げていくこと、女性や定住外国人を活用することが、提言されている。

近年、災害時には多数のボランティアが被災地に集まるようになったことから、平時でも

身近な場所に活躍の場があることを、メディアなどが多くの人に知らせることによって、消防団に加入する人が増えることもありうると思われる。